

2017年10月30日提出

東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課  
パブリックコメントご担当者様

旧簡易ガスみなし小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除  
(東北経済産業局所管内分) に対する意見

対象事業者	岩出山ガス株式会社、宮城ガス株式会社、古川ガス株式会社
団体名	宮城県生活協同組合連合会
住所	仙台市青葉区柏木 1-2-45 フォレスト仙台 5階
電話番号	022-276-5162
FAX番号	022-276-5160
E-mail	sn.m31660hk@todock.jp
意見	<p>1. 宮城県においては、簡易ガス事業への新規参入事業者が見込める現状にはないと考えます。適正な競争が確保されるとは考えにくいことから、当該会社の指定旧供給地点の指定の解除はすべきではないと考えます。</p> <p>2. 消費者代表を含む専門的な知見を有する委員から構成される、ガスシステム改革小委員会においての見解によると、住宅団地型および集合住宅型において、従来の配管・消費機器等をそのまま利用して、シリンダー供給によるLPガス販売に切り替えが可能で、70戸未満の集合住宅にLPガスを供給する事業において、供給者の変更が頻繁に起きているとのことですが、本県における現状においては、各戸建て住宅毎の判断だけで切り替えが可能か非常に疑問です。まして、集合住宅型においては、簡単には切り替えできないと思います。拙速に当該会社の指定旧供給地点の指定の解除はすべきではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

2017年10月30日提出

東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課  
パブリックコメントご担当者様

旧一般ガスみなし小売事業者の指定旧供給区域等の指定の解除  
(東北経済産業局所管内分) に対する意見

対象事業者	仙南ガス株式会社
団体名	宮城県生活協同組合連合会
住所	仙台市青葉区柏木 1-2-45 フォレスト仙台 5階
電話番号	022-276-5162
FAX番号	022-276-5160
E-mail	sn.m31660hk@todock.jp
意見	<p>1. 仙南ガス株式会社は、供給区域内世帯の 44.0%に都市ガスを供給しています。シェアが 50%以下とはいえ、当該供給区域等のガスの使用者の利益を保護する必要性が認められると考えますので、指定旧供給区域等の指定の解除は適当でないと考えます。</p> <p>2. 当該会社について、「他のガス小売事業者や他燃料事業者との間に適正な競争関係が確保されている」と評価していますが、電気やLPガス等エネルギーの選択肢があるのは、ガス供給の設備等の関係で一般的に持ち家の新築、改築時に限られ、現実的には新規参入事業者との競争、LPガスとの競争については、新築住宅における競争はあるとしても、既築住宅における競争は、設備等の問題もあり簡単ではなく、消費者は実質的に他燃料への転換は困難と考えられますので、指定旧供給区域等の指定の解除は適当でないと考えます。</p> <p>3. ガス料金が地域住民の暮らしに与える影響はきわめて大きいといえます。都市ガス供給は導管というインフラが必須であり、膨大な装置産業です。とりわけ、集合住宅においては、都市ガスからLPガスへの切り替えは物理的に不可能です。多くの集合住宅の住民にとっては、都市ガス事業の新規参入がない限り、選択権はまったくなく、料金引き上げに対抗する手段もありません。これらの集合住宅の住民のことを考慮すれば、都市ガス事業者の新規参入が認められるまでは、指定旧供給区域等の指定の解除は適当でないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>